

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
- 【通知改正】

基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1(常勤)と扱うことを認める	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

3. (3) ② いわゆるローカルルールについて

概要

【全サービス】

- 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。【Q&A発出】

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めており、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

5. (8) 地域区分①

概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げるることを認める。

i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。

ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。（新設）

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。（新設）

（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内ののみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

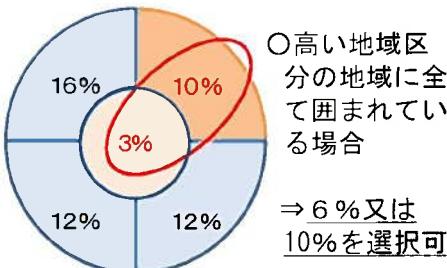
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

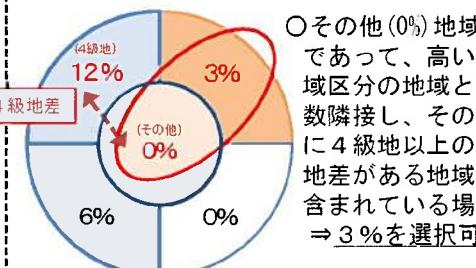
（※2）

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

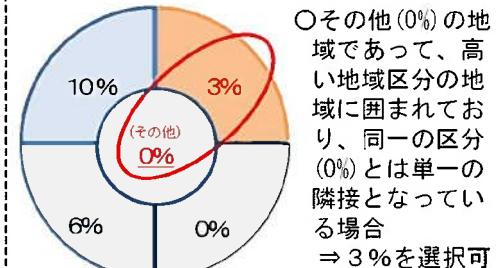
【ア i に該当する事例】



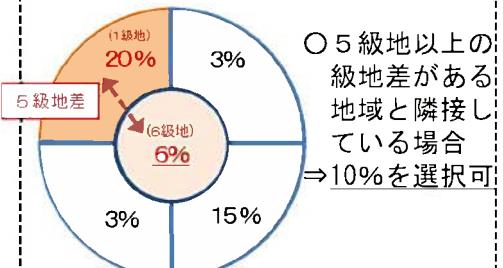
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】新設



【イ に該当する事例】新設



5. (8) 地域区分②

(別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

自治体 : 1,741(R5.12.1現在)

上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他					
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%					
地域	東京都 特別区	東京都 葛飾区 江戸川区(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 柏市 多摩市 ※※※ 浦安市(4) 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 立川市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋市 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市 四條畷市(3)	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 市川市 松戸市 ※※※ 川口市(6) 福岡県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 ※※※ 熊谷市(5) 藤沢市 逗子市 ※※※ 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 ※※ 葉山町(6) 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 尼崎市 日立市 龍ケ崎市 志木市 取手市 つくば市 守谷市 府中町 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 ※※※ 八潮市(6) 新座市 八潮市 東松山市 春日部市 狭山村 羽生市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 津市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鉢ヶ谷市 白井市 酒々井町 京都府 彦根市 守山市 甲賀市 宇治市 龜岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 ※ 大山崎町(7) 精華町	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 岐阜県 川越市 行田市 所沢市 ※※※ 横須賀市(5) 藤沢市 逗子市 ※※※ 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	東京都 武蔵村山市 伊丹市 川西市 三田市 守谷市 広島市 府中町 新座市 八潮市 利根町 神奈川県 秦野市 和泉市 羽生野市 慈井寺市 高崎市 岐阜市 巣鴨市 豊能町 能勢町 愛知県 岡崎市 川越市 行田市 静岡市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山村 羽生市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 龟山市 流山市 我孫子市 鉢ヶ谷市 白井市 酒々井町 京都府 彦根市 守山市 甲賀市 宇治市 龜岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 ※ 大山崎町(7) 精華町	大阪府 岸和田市 羽村市 泉大津市 瑞穂町 貝塚市 奥多摩町 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 二宮町 慈井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 鳥本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 西尾市 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 尾張旭市 岩倉市(7) 日進市 安堵市 和歌山県 和歌山市 北名古屋市 北名古屋市 豊山町 あま市 大野城市 太宰府市 和歌山市 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 和歌山市 糸島市 那珂川市 粕屋町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 龟山市 流山市 我孫子市 鉢ヶ谷市 守山市 甲賀市 宇治市 龜岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 ※ 大山崎町(7) 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稻敷市 つくば市 長野県 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五ヶ町 境町 板木県 板木市 鹿沼市 日光市 可兒市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 さくら市 ※※ 下野市(6) 奈良県 生駒市 前橋市 伊勢崎市 太田市 洪川市 藤枝市 御殿場市 玉村町 埼玉県 熊谷市 清水町 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 鴻巣市 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 ※※ 南足柄市(他) 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 山梨市 甲府市 知多市 高浜市 田原本町 大口町 扶桑町 阿久比町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 名張市 いなべ市 広島県 沼津市 三島市 さくら市 富士宮市 鳥田市 富士市 芝田市 焼津市 掛川市 藤枝市 裾野市 函南町 清水町 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 鴻巣市 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 東近江市 日野町 長泉町 小山町 川根本町 森町 琵琶湖 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 播磨町 長崎市	愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 桜井市 御所市 香芝市 新城市 磐城市 山添村 大府市 知多市 高浜市 田原本町 大口町 扶桑町 阿久比町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 名張市 いなべ市 広島県 沼津市 三島市 さくら市 富士宮市 鳥田市 富士市 芝田市 焼津市 掛川市 藤枝市 裾野市 函南町 清水町 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 鴻巣市 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 東近江市 日野町 長泉町 小山町 川根本町 森町 琵琶湖 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 播磨町 長崎市	奈良県 ※ 大和高田市(6) 天理市 橿原市 櫻井市 御所市 香芝市 菟城市 宇陀市 山添村 大府市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 名張市 いなべ市 広島県 沼津市 三島市 さくら市 富士宮市 鳥田市 富士市 芝田市 焼津市 掛川市 藤枝市 裾野市 函南町 清水町 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 鴻巣市 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 東近江市 日野町 長泉町 小山町 川根本町 森町 琵琶湖 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 播磨町 長崎市	その他
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1303)					

* この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

* 赤字は、級地の変更がある市町村。(※ア)の場合、※※アの場合、※※※イの場合、※なし 経過措置・変更緩和措置等)

* 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6月1日施行とするサービス
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - 4月1日施行とするサービス
 - 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関する見直しは、以下のとおりとする。
 - 令和6年8月1日施行とする事項
 - 基準費用額の見直し
 - 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担